

こどもの性被害を防ぐために

## 和げんの取組

### ◆ こども性暴力防止法に基づき取り組んでいます

「性暴力」には、犯罪に該当するものだけでなく、「こどもを不快にさせる性的な言動」なども含まれます。

<「性暴力」の例>

不同意性交、性的部位への接触、わいせつな言動、児童買春、児童ポルノ撮影・所持、のぞき、盗撮 等

#### 起こさせません、見逃しません

- ・ 面談・アンケート
  - ・ 相談窓口の設置
  - ・ 従事者への研修
- などを実施しています。



#### 職員の性犯罪前科を確認しています

性犯罪前科がある職員は、性暴力のおそれを踏まえ、こどもと接する業務に従事させません。



(個別の確認結果は 法律上お伝えできません。)

### ◆ 和げんの職員は「不適切な行為」は行いません

### ◆ 万が一、性暴力の事案が発生したら

こどもを守ることを最優先に、関係法令やルールに基づき、事実の確認やこどもの保護に組織として全力で対応します。また、日頃からそのための体制を整えています。

事案の概要は、原則として、事案にかかわっていない保護者の皆様にも、ご説明します。

ただし、事業者の対応に遅れや混乱が生じたり、二次被害等が生じることを防ぐため、必ずしも事案の発生直後に説明を行わない場合があります。ご理解をお願いします。

## お願い

### うわさを立てたり、広めたりしないようお願いします

性犯罪歴や性暴力の疑いなどの情報は、個人の重要なプライバシーに関わります。

性暴力の被害のうわさが広まると、被害を受けたこどもやその家族を大きく傷つけ、二次被害につながります。

**!** このようなプライバシーにかかわるうわさを流した場合、法律に定める刑罰や、損害賠償の対象となる可能性があります。

